「外国人向け体験型コンテンツ造成・情報発信・販売促進事業」業務委託 仕様書

１．　事業目的

・外国人観光客を対象とした体験型コンテンツの造成・情報発信・販売促進を行い、愛媛県への外国人観光客数の増大・地域活性化を図る。

２．　契約期間

・契約締結日～平成 31 年 3 月 31 日

３．　委託業務内容

(1)　体験型コンテンツの洗い出し

・愛媛県にある体験型コンテンツの洗い出し。
・過去の販売データ・事例等を活用した体験型コンテンツの評価・絞り込み。
・外国人専門家視点による体験型コンテンツとしての評価・絞り込み。

(2)　外国人目線での現地視察、ワークショップ、セミナーの開催

・外国人専門家による現地視察。
・外国人専門家によるワークショップの開催、事業者との意見交換。
・インバウンドセミナーの開催。

(3)　体験型コンテンツ・着地型旅行商品の企画・造成

・欧米豪の富裕層をメインターゲットとすること。
・外国人観光客向け体験型コンテンツを、着地型旅行商品と合わせて 8 個以上造成すること（着地型旅行商品とは、(一社) 愛媛県観光物産協会が企画・造成する旅行商品を指す)。
・体験型コンテンツの企画・造成に当っては、日帰り（宿泊を伴わない）のもの、愛媛県独自の魅力をＰＲするもの、日本の歴史・文化を体験するもの等、外国人専門家の目線及び過去の販売データ・事例等を戦略的に活用した最良のものを工夫すること。
・通訳案内士によるガイドを含む体験商品である必要はないが、外国人旅行者が言語の壁を感じることなく参加できるよう配慮を施すこと。事業者に対しても、言語の壁に対応する助言を行うこと。
・対応言語は英語とすること。

(4)　外国人によるモニタリング調査

・本契約で企画・造成した全商品について、商品販売前に外国人モニターに体験させ

る、モニタリング調査を実施すること。
・モニタリング調査を通して、各商品の強み・弱み・改善点等を抽出・分析し、商品の磨き上げ・集客力強化を徹底すること。

(5)　販売体制の構築、プロモーション

・本契約で造成した全商品を体験予約サイトへ掲載（販売可能な商品から順次掲載・販売開始）し、販売体制を構築すること。
・プロモーションについては、特集ページ作成、バナー掲載、口コミ施策等、様々な手法を活用した効果的なＰＲを提案・実施すること。
・Ｎｏ　Ｓｈｏｗ（予約した参加者が、連絡無しに、体験プログラムに現れないこと）が発生した場合は、受託者が全額補填する体制を敷くこと。
・本契約で造成した商品の売上高に対する５％以上を、（一社）愛媛県観光物産協会に配分する仕組みを構築すること。

(6)　カスタマーサポート体制

・契約期間中は、外国人旅行者と事業者の問合せに対し、電話・メール・チャット・ＳＮＳ等を活用して 365 日年中無休の対応ができるサポート体制を構築すること。
・サポート体制の対応言語は、日本語・英語を基本とするが、他の言語での対応も検討すること。

４．　実施報告

・受託者は、全ての過程終了後、全体をまとめた報告書を作成・提出すること。
・納品期限：平成 31 年 3 月 31 日
・納品場所：「9. 連絡先・提出先」を参照のこと。

５．　著作権の取扱い

・仕様書に従って作成された成果物の全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、(一社)愛媛県観光物産協会に移転すること。
・受託者が元より所有している著作権については、成果物の活用範囲（画像・動画の一部切取り等を指し、明らかな追加・加工・修正等の編集は含まない）において、（一社）愛媛県観光物産協会での使用を認めるものとする。
・受託者は（一社）愛媛県観光物産協会が認めた場合を除き、成果物に係る著作者人格権を行使できないものとする。
・第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。万一、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けた場合は、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む）において解決すること。

６．　個人情報の保護

・（一社）愛媛県観光物産協会の保有する個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

・本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、「個人情報に関する特記事項」の規定に準じ、個人情報の漏洩・滅失・毀損の防止、その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

７．　第三者代行の禁止

・原則、第三者への再委託を禁止する。

・ただし、事前に文書により（一社）愛媛県観光物産協会と協議し、承認を得た場合は、第三者に委託をすることができる。

８．　その他

(1)　事業の詳細・遂行、仕様書に定めのない事項については、その都度、（一社）愛媛県観光物産協会と十分に協議の上、進めていくこと。

(2)　事故・トラブル等が発生した場合は、速やかに対処の上、（一社）愛媛県観光物産協会に報告すること。

(3)　今回の契約に係る費用は、特に仕様書に記載のあるものを除き、全て契約金額に含むものとする。

９．　連絡先・提出先

・一般社団法人　愛媛県観光物産協会　観光部　（担当）竹形　昌記

・〒790-0004　愛媛県松山市大街道三丁目６番地１

・電話：089-961-4500

・FAX：089-961-4222

以　上